

中山間地域所得向上支援対策実施要領

制定 平成28年10月11日付け28生産第1140号
平成28年10月11日付け28農振第1337号
農林水産省生産局長通知
農村振興局長通知

第1 趣旨

中山間地域所得向上支援対策の実施については、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 中山間地域所得向上計画

1 中山間地域所得向上計画に記載する内容

実施要綱第2の中山間地域所得向上計画（以下「所得向上計画」という。）に記載する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 対象となる区域の現状
- (2) 課題と対応方針
- (3) 成果目標及び目標年度
- (4) 推進体制
- (5) 実施事業
- (6) その他事業実施に必要な事項

2 所得向上計画の様式

所得向上計画の様式については、別記様式第1号に定めるところによるものとする。

第3 対象事業の内容

対策の対象事業の内容は、次のとおりとする。

1 中山間地域所得向上支援事業

中山間地域所得向上支援事業（以下「本体事業」という。）の内容は、次のとおりとする。

(1) 所得向上計画策定

所得向上計画の策定、マーケティング調査、農産物の販売戦略の策定又はこれらの実務等において外部人材を活用する事業をいい、事業実施主体及び実施要件等は、別紙1において定めるものとする。

(2) 基盤整備

水田の畑地化、簡易整備を含む農地整備、畑地かんがい施設等の水利施設整備又は土層改良を行う事業をいい、事業実施主体及び実施要件等は、別紙2において定めるものとする。

(3) 施設整備等

生産・販売等に必要な施設整備、又は収益性の高い農産物の導入、加工等による高付加価値化・販売力強化を行う次の事業をいい、事業実施主体及び実施要件等は、事業ごとに別紙3-1から別紙3-3までにおいて定めるものとする。

ア 施設整備

(ア) 地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備（別紙3-1）

(イ) 鳥獣被害防止施設等の整備（別紙3-2）

イ 収益性の高い農産物の導入、高付加価値化・販売力強化（別紙3-3）

高収益作物の導入及び定着推進、現場での講習・研修会の開催や加工品の試作、試験販売等

2 関連事業

関連事業として実施できる事業は次のとおりとし、その事業実施主体及び要件等は、各事業の実施要綱に定めるところによるものとする。

(1) 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（T P P 関連農業農村整備対策実施要綱（平成28年1月20日付け27農振第1792号農林水産事務次官依命通知）第2の2の事業をいう。）

(2) 産地パワーアップ事業（産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）

(3) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（1）の事業をいう。）

3 実施要綱第3の3の（4）の農林水産省農村振興局長及び生産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定める施設は、1の（3）のアの（ア）の地域連携販売力強化施設とする。

4 実施要綱第3の3の（5）の農村振興局長等が別に定める施設は、別紙2において定めるものとする。

第4 成果目標及び目標年度

所得向上計画に定める成果目標及び目標年度は、次のとおりとする。

1 成果目標

次のいずれかを所得の向上の効果に係る成果目標として設定する。

(1) 販売額の10%以上の増加

(2) 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

(3) 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

(4) 需要減が見込まれる品目・品種から需要の維持又は増加が見込まれる品目・品種への転換率100%

2 目標年度

目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。

第5 対策の手続

- 1 実施要綱第4の1及び2の手続は、それぞれ次に定める様式により行うものとする。
 - (1) 実施要綱第4の1の(1)の規定による申請は別記様式第2号
 - (2) 実施要綱第4の1の(3)の規定による決定は別記様式第3号
 - (3) 実施要綱第4の1の(5)の規定による報告は別記様式第4号
 - (4) 実施要綱第4の2の(1)の規定による申請は別記様式第5号
 - (5) 実施要綱第4の2の(3)の規定による認定は別記様式第6号
 - (6) 実施要綱第4の2の(6)の規定による報告は別記様式第7号
- 2 実施要綱第4の2の(3)の「外部有識者等」は、中山間地域の活性化や農業経営の分析・改善に精通した者として、地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)が中小企業診断士、公認会計士、地域金融機関、日本政策金融公庫等から選定する。
- 3 所得向上計画の変更
実施要綱第4の4の重要な変更とは、所得向上計画の区域の変更、所得向上計画の成果目標の変更、廃止及び追加並びに本体事業の事業費の20%以上の変更とする。

第6 事業評価

所得向上計画に定められた事業の成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 計画主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末までに、別記様式第8号により、計画主体が都道府県である場合にあっては地方農政局長等に、計画主体が市町村である場合にあっては都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の9月末までに、別記様式第9号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、計画主体を指導するものとする。
- 3 都道府県知事は、2により点検評価を実施した結果、所得向上計画に定められた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、計画主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況を報告させるものとする。
また、計画主体は、所得向上計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体(計画主体である事業実施主体を除く。)に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況を報告させるものとする。
- 4 地方農政局長等は、1又は2により都道府県知事からの報告を受けた場合は、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催して成果目標の達成度等の点検評価を行い、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。
また、地方農政局長等は、当該評価結果を農村振興局長等に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4により点検評価を実施した結果、所得向上計画に定められた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 6 農村振興局長等は、4による点検評価の結果を踏まえ、本事業の関係者以外の者の意見も聴取しつつ、次年度以降の施策に反映させるものとする。

- 1、2及び4による評価については、原則として評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第7 交付決定前の着手（着工）

- 1 対象事業の着手（着工）は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手（着工）する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手（着工）届を提出するものとする。
- 2 交付決定前着手（着工）届の様式は別記様式第10号に定めるところによるものとする。

第8 助成

- 1 国は、予算の範囲内において、所得向上計画に基づく本体事業の実施に要する経費に充てるため、計画主体に助成するものとする（計画主体が市町村である場合には、都道府県を通じて助成するものとする。）。このほか、別紙1から別紙3-3までに定めるところにより助成するものとする。
- 2 国は、所得向上計画に位置付けられた関連事業について、優先的な採択又は配分を行うものとする。

附則

- 1 この要領は、平成28年10月11日から施行する。

別紙 1（所得向上計画策定に係る運用）

第 1 事業の内容

実施要領第 3 の 1 の (1) に掲げる所得向上計画策定に関する事業（以下「本事業」という。）による交付金の交付対象事業は、所得向上計画の策定及び所得向上計画の策定に係る別表に掲げる取組とし、これらの実務等において外部人材を活用できるものとする。

第 2 事業実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第 3 実施要件

本事業は、実施要綱第 3 の 3 の (2) に規定する所得向上計画の策定区域（以下「計画区域」という。）を対象に実施するものとし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 計画区域内における実施要領第 3 の 1 の (2) 基盤整備及び (3) 施設整備等に関する事業（以下「整備事業」という。）並びに関連事業に係る費用の合計が 200 万円以上となること。
- 2 計画区域内の整備事業又は関連事業に係る受益者数が、農業者 2 者以上であること。ただし、実施要領第 3 の 1 の (3) のアの (ア) に掲げる施設整備等を行う場合にあっては、受益者数を農業者 3 者以上とし、実施要領第 3 の 1 の (3) のアの (イ) に掲げる施設整備等を行う場合にあっては、受益戸数を 3 戸以上とする。

第 4 助成

国は、予算の範囲内において、1 地区当たり 500 万円以内を実施要綱第 2 に定める計画主体に助成するものとする。

なお、助成対象となる経費は下表のとおりとする。

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金 （賃金の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）」により行うこと。）
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等（会議費は助成の対象外）

5	役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6	委託料	測量及びコンサルタント等の委託料等
7	使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8	備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表等による耐用年数(以下単に「耐用年数」という。)が3年以下のものに限る。)
9	報酬	委員手当、技術員手当(給料、職員手当(退職手当を除く。))
10	共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11	補償費	借地料等
12	資材等購入費	施策の実施に必要な資材購入費、調査試験用資材費等(耐用年数が3年以下のものに限る。)
13	機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等
14	研修手当	実践研修に要する経費の手当

第5 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ることなどにより、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 市町村が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、市町村に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 3 本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。

別表

取組	取組の具体的な内容	補助率
計画策定に係る調査・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得向上計画の策定及び支援に係る調査・調整等 	定額助成
施設等整備計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備事業に係る実施計画の策定及び実施計画の策定に必要となる調査、測量、設計、関連計画の策定等 	
マーケティング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物の需給動向や消費者ニーズの把握等 	
農産物の販売戦略の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売先に係る調査、販売方法等に関する検討等 	

別紙 2（基盤整備に関する事業に係る運用）

第 1 事業の内容等

- 1 実施要領第 3 の 1 の（2）に掲げる基盤整備に関する事業（以下「本事業」という。）による交付金の交付対象事業は、次に掲げる事業とする。
 - （1）別表 1 の区分の欄の 1（以下「定額助成」という。）の事業種類の欄（1）から（10）までに掲げるもの及び別表 1 の区分の欄の 2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄（1）から（8）までに掲げるもの（以下「ハード事業」という。）を実施するもの。
 - （2）定額助成の事業種類の欄（11）に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄（9）から（11）までに掲げるもののうちハード事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。
- 2 実施要領第 3 の 4 の施設は、定率助成の事業種類の欄（1）とする。

第 2 事業実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。

- 1 都道府県
- 2 市町村
- 3 農地中間管理機構
- 4 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織（以下「農業者団体」という。）
- 5 農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2092 号・24 生畜第 2231 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）第 7 に規定する農地所有適格法人等及び多面的機能支払交付金実施要綱別紙 6 に規定する活動組織（以下「農業法人等」という。）のうち、以下のいずれかを満たす者
 - ① ハード事業の実施区域がある市町村において、人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第 2 の 1 に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記 1 の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記 1 に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。）の中心経営体に位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること。
 - ② ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること。
- 6 定額助成の事業種類の欄（1）から（10）までに掲げるものについては、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認でき

る資料の作成・保存を行うものとする。

第3 実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 1 第4の基盤整備計画を作成していること。
- 2 1地区当たりの事業費（ハード事業）の合計が200万円以上となること。
- 3 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

第4 基盤整備計画

本事業を実施しようとする者は、次に掲げる事項を定めた基盤整備計画（別記様式第1号）を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 地域の所得向上に向けた取組方針
- 3 基盤整備の概要
- 4 基盤整備の計画
- 5 費用負担の方法
- 6 施設の予定管理者及び予定管理方法
- 7 その他必要な事項

第5 事業の手続

- 1 事業実施主体は、第4で作成した基盤整備計画を、計画主体が実施要綱第4の2の所得向上計画を作成する前に計画主体に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、実施要領第5の3に定めるもののほか、受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動が生じた場合には、変更後の基盤整備計画を計画主体に提出するものとする。
- 3 農地所有適格法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、法人設立登記事項証明書、定款の写し及び都道府県知事による経営状況の調査報告（別記様式第2号）並びに第2の5の①又は②を証明する資料を提出するものとする。
- 4 活動組織が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、規約及び事業実施年度前年度における多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）別記3-1の第5に規定する多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書並びに第2の5の①又は②を証明する資料を提出するものとする。

第6 事業達成状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業完了後、別記様式第1号により、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、別記様式第3号により報告するものとする。
- 2 1の事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。
 - (1) 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、事業達成状況を取りまとめたときは、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）

に事業達成状況報告書を提出するものとする。

(2) 市町村が事業実施主体となる場合

市町村長は、事業達成状況を取りまとめたときは、事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

(3) 都道府県、市町村以外が事業実施主体となる場合

事業実施主体は、事業達成状況を取りまとめたときは、事業達成状況を計画主体に報告し、計画主体はこれを確認の上、以下のとおり対応するものとする。

ア 計画主体が都道府県の場合

都道府県知事は、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

イ 計画主体が市町村の場合

市町村長は、都道府県知事に事業達成状況報告書を提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

第7 助成

本事業に必要となる経費については、以下に定めるとおりとする。

1 定額助成に係るもの

(1) 別表1の事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長又は実施年数等に以下に定める助成単価を乗じた額の合計を助成限度額とする。

なお、定額助成の事業種類の欄（1）から（10）までの助成単価は、別表2に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア イに掲げるもの以外のもの（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価）

（ア）定額助成の事業種類の欄（1）及び（3）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり12万5千円【10万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり10万5千円【8万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり5万5千円【4万円】
- ・畦畔除去のみの場合は施工延長100メートル当たり3万円【3万円】

（イ）定額助成の事業種類の欄（2）及び（4）にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり25万円【19万5千円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり23万円【17万5千円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わ

ない場合は受益面積10アール当たり17万5千円【13万円】

(ウ) 定額助成の事業種類の欄(5)にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価

- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり15万円【11万5千円】
- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり14万5千円【10万5千円】
- ・トレンチャ工法を用いる場合は受益面積10アール当たり10万円【8万5千円】
- ・掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積10アール当たり7万5千円【5万5千円】

(エ) 定額助成の事業種類の欄(6)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり15万円【11万円】
- ・表土扱いを行わない場合は施工延長100メートル当たり14万円【10万円】

(オ) 定額助成の事業種類の欄(7)にあつては、受益面積10アール当たり15万5千円【11万円】(樹園地にあつては受益面積10アール当たり24万5千円【17万5千円】、給水栓設置のみの場合にあつては1箇所当たり1万5千円【1万円】)。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長10メートル当たり5万円【4万円】

(カ) 定額助成の事業種類の欄(8)にあつては、受益面積10アール当たり11万5千円【6万5千円】

(キ) 定額助成の事業種類の欄(9)にあつては、受益面積10アール当たり20万円【14万5千円】

(ク) 定額助成の事業種類の欄(10)の(ア)にあつては、施工延長10メートル当たり9万5千円【6万円】

(ケ) 定額助成の事業種類の欄(10)の(イ)にあつては、施工延長10メートル当たり14万5千円【8万5千円】

(コ) 定額助成の事業種類の欄(10)の(ウ)にあつては、施工延長10メートル当たり9万5千円【6万円】

(サ) 定額助成の事業種類の欄(10)の(エ)にあつては、事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める。

(シ) 定額助成の事業種類の欄(11)にあつては、単年度当たり300万円

イ 事業完了時まで中心経営体(人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。)に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。(施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価)

(ア) 定額助成の事業種類の欄(1)及び(3)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり15万円【12万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う

- 場合は受益面積10アール当たり12万5千円【10万円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり6万5千円【4万5千円】
 - ・畦畔除去のみの場合は施工延長100メートル当たり3万5千円【3万5千円】
- (イ) 定額助成の事業種類の欄(2)及び(4)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり30万円【23万円】
 - ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり27万5千円【21万円】
 - ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり21万円【15万5千円】
- (ウ) 定額助成の事業種類の欄(5)にあつては、使用する工法に応じ、次に定める単価
- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり18万円【13万5千円】
 - ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり17万円【12万5千円】
 - ・トレンチャ工法を用いる場合は受益面積10アール当たり12万円【10万円】
 - ・掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積10アール当たり9万円【6万5千円】
- (エ) 定額助成の事業種類の欄(6)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価
- ・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり18万円【13万円】
 - ・表土扱いを行わない場合は施工延長100メートル当たり16万5千円【12万円】
- (オ) 定額助成の事業種類の欄(7)にあつては、受益面積10アール当たり18万5千円【13万円】(樹園地にあつては受益面積10アール当たり29万円【21万円】、給水栓設置のみの場合にあつては1箇所当たり1万5千円【1万円】)。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長10メートル当たり5万円【4万円】
- (カ) 定額助成の事業種類の欄(8)にあつては、受益面積10アール当たり13万5千円【7万5千円】
- (キ) 定額助成の事業種類の欄(9)にあつては、受益面積10アール当たり24万円【17万円】
- (ク) 定額助成の事業種類の欄(10)の(ア)にあつては、施工延長10メートル当たり11万円【7万円】
- (ケ) 定額助成の事業種類の欄(10)の(イ)にあつては、施工延長10メートル当たり17万円【10万円】
- (コ) 定額助成の事業種類の欄(10)の(ウ)にあつては、施工延長10メートル当たり11万円【7万円】

- (2) 定額助成の事業種類の欄(1)から(9)までの助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄(10)にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。
- (3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
- ア 定額助成の事業種類の欄(1)から(4)までにあつては、受益面積10アール当たり2万円(施工延長100メートル当たり1万円)を減算。
- イ 定額助成の事業種類の欄(5)にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算。
- ウ 定額助成の事業種類の欄(6)にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算。
- (4) 定額助成の事業種類の欄(5)に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり2万5千円を加算するものとする。
- (5) 定額助成の事業種類の欄(5)及び(6)に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり(事業種類の欄(6)にあつては施工延長100メートル当たり)1万5千円を加算するものとする。
- (6) 定額助成の事業種類の欄(5)に関して、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。
- (7) 定額助成の事業種類の欄(5)に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。
- $$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$
- (8) (1)のイの集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が1ヘクタール(北海道にあつては3ヘクタール)以上のまとまりを有する状態をいう。この場合において、2つ以上の農用地であつて、次のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに当たって支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。
- ア 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの
- イ 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの
- ウ 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- エ 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- オ 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
- カ その他、本事業の趣旨に照らして相当であると認めるもの
- (9) (8)の経営等農用地とは、所有権、利用権(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第4項第1号の利用権をいう。)等の権原に基づき、又は農作業受託(基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。)により集積された農用地をいう。
- (10) (9)の基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。
- ア 耕起
- イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

(11) 定額助成の事業種類の欄 (11) においては、以下に掲げる事業を実施することができる。

ア 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動

イ 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援

2 定率助成に係るもの

事業費（本事業に要する費用のうち以下に定める助成の対象となる経費の総額）に別表3に定める交付率を乗じた額とする。

(1) 純工事費

(2) 測量設計費

(3) 用地費及び補償費

(4) 船舶機械器具費

(5) 全体実施設計費

(6) 換地費

(7) 調査・調整費

(8) 経理管理・指導費

第8 固定価格買取制度との調整等

1 本事業により整備された発電施設により電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。ただし、農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあっては、この限りでない。

2 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、土地改良区等が固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について（平成26年4月1日付け25農振第2313号）に定めるところにより、売電収入の一部を都道府県ごとに設置される協議会に納付し地域の小水力発電施設の導入推進等に活用することにより固定価格買取制度との調整を行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、地方農政局長等と土地改良区等の協議により、別途調整の方法を定めることとする。

なお、平成25年度末までに発電施設の導入について技術的・経済的検討が行われ、その導入可能性が確認される地区については、この限りでない。

第9 その他

1 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施するものとする。

- 2 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ることなどにより、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 3 本事業により整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。
- 4 農地中間管理機構、市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、農地中間管理機構、市町村、農業者団体又は農業法人等に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。
- 6 定額助成の事業種類の欄（7）及び定率助成の事業種類の欄（1）について、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄（1）から（4）まで及び定率助成の事業種類の欄（4）に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。
 - （1）土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
 - （2）受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合
 - （3）（1）及び（2）のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合
- 7 6により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{交付金返還額} = A \times C / B$$

A：返還対象交付金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

- 8 本事業の交付対象となる施設及び農業機械については、以下の要件を満たすものに限る。
 - ア 本事業の受益地内において使用するもの
 - イ 農業者2者以上により共同利用するもの
- 9 事業実施主体は、事業達成状況報告書及び中山間地域所得向上支援事業交付要綱（平成28年10月11日付け28農振第1355号農林水産事務次官依命通知）第14の規定による実績報告書に、農業者施工等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。
- 10 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が定率助成の事

業種類の欄（13）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の補助金交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（4）に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

- 11 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。

別表 1 (第 1 関係)

区分	事業種類	事業内容
1. 定額助成	(1) 田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(2) 田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	水路の変更 (管水路化等) を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(3) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(4) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	水路の変更 (管水路化等) を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(5) 暗渠排水	吸水渠 (本暗渠管) の間隔が10m以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(7) 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(8) 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土
	(9) 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫
	(10) 更新整備	更新する必要がある用水路等の整備
	(ア) 用水路	土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新
(イ) 排水路	土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新	
(ウ) 農作業道	未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新	
(エ) 特認事業	その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの	
(11) 条件改善推進費	権利関係 (水利権等) ・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、先進的省力化技術導入	
2. 定率助成	(1) 農業用排水施設	農業用排水 (営農用水を含む。) 施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良
	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道等	農作業道・進入路等の新設、変更

(6) 農地造成	農用地の造成
(7) 農用地の保全	(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
(8) 営農環境整備支援	用地整備、営農飲雑用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備
(9) 管理省力化支援	水管理労力省力化、維持管理労力省力化
(10) 品質向上支援	導入作物に応じた支援、情報化施工の活用
(11) 条件改善促進支援	土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修
(12) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等

別表 2 (第 7 関係)

事業概要	農地の形状等	現場条件、使用工法	標準的な作業内容
田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下である場合	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)
畑の区画拡大	30m×100m(30		ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、

大 (水路の変更を伴うもの)	a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	—	法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
暗渠排水	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
		バックホウ工法を用い、表土扱いは行わない場合	掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
		トレンチャ工法を用い、表土扱いは行わない場合	掘削(トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
		掘削同時埋設工法を用い、表土扱いは行わない場合	掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入(同時埋設)、資材小運搬、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
湧水処理	本暗渠管(管径50mm~60mm)	表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
		表土扱いは行わない場合	掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)
末端畑地かんがい施設(普通畑、樹園地)	—	—	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、散水設備、埋戻(バックホウ)
末端畑地かんがい施設(給水栓設置)	—	—	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、給水栓設置(人力)、埋戻(バックホウ)
客土	—	—	客土材運搬(バックホウ、ダンプトラック)、客土材散布・整地(ブルドーザ、バックホウ)
除礫	—	—	除礫(ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック)、整地(ブルドーザ)
更新整備(用水路)	—	—	土工(バックホウ)、用水路工、附帯工(桁据付工、取水ゲート据付工)
更新整備(排水路)	—	—	土工(バックホウ)、排水路工、仮設工(水替え、マット敷設)
更新整備(農作業道)	—	—	土工(バックホウ)、路床材投入(バックホウ)、路床工(ブルドーザ、ローラ等)、路盤工(ローラ等)、舗装工(ローラ等)

注) 標準的な作業内容のうち一部を農業者施工により行うことを想定している。

別表3（第7関係）

地 域 等	交 付 率
1. 北海道	北海道の畑地帯において北海道が事業実施主体となつて行うものにあつては、当該交付対象事業費の52%以内
2. 沖縄県	当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の80%以内
3. 奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域	<p>当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の60%以内</p> <p>ただし、鹿児島県が事業実施主体となつて行うもののうち、水田地帯において農業用排水施設の整備を行うものは当該交付対象事業費の65%以内、畑地帯において行うものは、当該交付対象事業費の2/3以内</p>
4. 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された地域、山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域	当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の55%以内
5. 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島	当該交付対象事業費又は当該間接交付対象事業費の1/2以内

基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名		9法指定地域等						
	〇〇〇〇 指導事業（〇〇）									
事業実施期間	平成〇〇年度～平成〇〇年度									
地域の所得向上に向けた取組方針										
基盤整備の概要	受益面積：水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者									
基盤整備の計画										
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)	うち 定額 助成額	農業者施 工の内容	年度計画				
						HO	HO	HO	HO	HO
定額助成	田の区画拡大（水路の変更を伴わない）	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 現場条件：高低差〇cm 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m				-----	-----	-----	-----	-----
	田の区画拡大（水路の変更を伴う）	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 現場条件：高低差〇cm 表土扱い（有又は無）				-----	-----	-----	-----	-----
	畑の区画拡大（水路の変更を伴わない）	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 現場条件：高低差〇cm 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m				-----	-----	-----	-----	-----
	畑の区画拡大（水路の変更を伴う）	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 現場条件：高低差〇cm 表土扱い（有又は無）				-----	-----	-----	-----	-----
	暗渠排水	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 施工方法の選定理由 (現場条件や施工機械の都合等による選定理由を記載) 実施設計（外注） (有又は無) 地下かんがい (有又は無) 管径〇〇mm				-----	-----	-----	-----	-----
	湧水処理	L=〇〇m (うち集約化〇〇m) 表土扱い（有又は無） 管径〇〇mm				-----	-----	-----	-----	-----
	末端畑地かんがい施設（樹園地以外）	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) ほ場外からの接続管施工（有又は無）				-----	-----	-----	-----	-----
	末端畑地かんがい施設（樹園地）	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) ほ場外からの接続管施工（有又は無）				-----	-----	-----	-----	-----
	末端畑地かんがい施設（給水栓設置のみ）	〇〇箇所 ほ場外からの接続管施工（有又は無）				-----	-----	-----	-----	-----
	客土	A=〇〇a (うち集約化〇〇a)				-----	-----	-----	-----	-----
除礫	A=〇〇a				-----	-----	-----	-----	-----	

		(うち集約化〇〇a)												
更新整備														
	用水路	L=〇〇m (うち集約化〇〇m)												
	排水路	L=〇〇m (うち集約化〇〇m)												
	農作業道	L=〇〇m (うち集約化〇〇m)												
	特認事業	実施内容〇〇 設定単価												
条件改善推進費		実施内容〇〇 年基準額												
小計														
定率助成	農業用排水施設	用水路 L=〇〇m												
	暗渠排水	A=〇〇a												
	土層改良	客土 A=〇〇a												
	区画整理	A=〇〇a												
	農作業道等	舗装 L=〇〇m												
	農地造成	A=〇〇a												
	農用地の保全	土留工 L=〇〇m												
	営農環境整備支援	実施内容〇〇												
	管理省力化支援	実施内容〇〇												
	品質向上支援	実施内容〇〇												
	条件改善促進支援	実施内容〇〇												
	指導	実施内容〇〇												
	小計													
合計														
定額助成の費用負担の方法 (事業達成状況報告時のみ記載)	・総事業費〇〇円(うち定額助成額〇〇円) 【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円													
定率助成の費用負担の方法														
予定管理者・管理方法														
その他必要な事項														

- 注：1) 定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積(施工対象の耕地面積)を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2) 基盤整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 3) 年度計画の上段には事業量を、下段には事業費(百万円)を記入する。また、小計及び合計には、総事業費(百万円)及び年度事業費(百万円)を記入する。
- 4) 第7の1の(1)イの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。
- 5) 定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。
- 6) 定額助成の事業のうち、更新整備(特認事業を除く)を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容の詳細及び更新整備の必要性を記した資料を添付する。
- 7) 定額助成の事業のうち、更新整備(特認事業)を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容及び設定単価を記入の上、実施内容の詳細、更新整備の必要性及び単価の考え方を記した資料を添付する。

- 8) 定額助成の事業のうち、条件改善推進費を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容及び年基準額を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付する。
- 9) 定率助成の事業のうち、営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援を行う際には、別添定率助成補足説明資料のとおり、実施内容を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付する。
- 10) 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概要」の欄に指導事業の実施内容を記入する。
- 11) 定額助成の事業のうち、田の区画拡大又は畑の区画拡大を行う際には、「事業の概要」欄に現場条件を記入する。
- 12) 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等を記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
- 13) 定額助成の事業を実施する場合には、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。また、事業達成状況報告時に、「総事業費」の欄に農業者施工等（無償分）を金額換算した金額を含む総事業費を記入する。
- 14) 事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等（無償分）を金額換算した金額を記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）	
<実施前>	
<施工状況>	
<完了後>	

注：客土、除礫及び更新整備を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【定額助成（ハード）の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本 A	集約化 加算 B	基本 C	集約化 加算 D	基本 E = A × C	集約化 加算 F = B × D	合計 G = E + F
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm超	12万5千 円 /10a ()	15万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm以下	10万5千 円 /10a ()	12万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm以下 表土扱い有り	5万5千 円 /10a ()	6万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 畦畔除去のみ	3万円 /100m ()	3万5千 円 /100m ()	〇〇m	〇〇m			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm超	25万円 /10a ()	30万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm以下 表土扱い有り	23万円 /10a ()	27万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
田の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm以下 表土扱い無し	17万5千 円 /10a ()	21万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm超	12万5千 円 /10a ()	15万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm以下	10万5千 円 /10a ()	12万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 高低差10cm以下 表土扱い有り	5万5千 円 /10a ()	6万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わない) 畦畔除去のみ	3万円 /100m ()	3万5千 円 /100m ()	〇〇m	〇〇m			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm超	25万円 /10a ()	30万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm以下 表土扱い有り	23万円 /10a ()	27万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			

畑の区画拡大 (水路の変更を 伴う) 高低差10cm以下 表土扱い無し	17万5千 円 /10a ()	21万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り	15万円 /10a ()	18万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	14万5千 円 /10a ()	17万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 トレンチャ工法	10万円 /10a ()	12万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
暗渠排水 掘削同時埋設工 法	7万5千 円 /10a ()	9万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
湧水処理 表土扱い有り	15万円 /100m ()	18万円 /100m ()	〇〇m	〇〇m			
湧水処理 表土扱い無し	14万円 /100m ()	16万5千 円 /100m ()	〇〇m	〇〇m			
末端畑地かんが い施設 (樹園地以外)	15万5千 円 /10a ()	18万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
末端畑地かんが い施設 (樹園地)	24万5千 円 /10a ()	29万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
末端畑地かんが い施設 (給水栓設置の み)	1万5千 円 /1箇所 ()	1万5千 円 /1箇所 ()	〇〇箇所	〇〇箇所			
末端畑地かんが い施設 (ほ場外からの 接続管施工)	5万円 /10m ()	5万円 /10m ()	〇〇m	〇〇m			
客土	11万5千 円 /10a ()	13万5千 円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
除礫	20万円 /10a ()	24万円 /10a ()	〇〇a	〇〇a			
更新整備							
用水路	9万5千 円 /10m ()	11万円 /10m ()	〇〇m	〇〇m			
排水路	14万5千 円 /10m ()	17万円 /10m ()	〇〇m	〇〇m			
農作業道	9万5千 円 /10m ()	11万円 /10m ()	〇〇m	〇〇m			
特認事業	〇〇万円 /〇〇 ()	〇〇万円 /〇〇 ()	〇〇	〇〇			
合計							

【集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類		中心経営体			
		A 法人	B 集落営農組合	C 個人	合計
田の区画拡大 （水路の変更を 伴わない）	受益面積				
	うち集約化面積				
田の区画拡大 （水路の変更を 伴う）	受益面積				
	うち集約化面積				
畑の区画拡大 （水路の変更を 伴わない）	受益面積				
	うち集約化面積				
畑の区画拡大 （水路の変更を 伴う）	受益面積				
	うち集約化面積				
暗渠排水	受益面積				
	うち集約化面積				
湧水処理	施工延長				
	うち集約化延長				
末端畑地かんがい施設 （樹園地以外）	受益面積				
	うち集約化面積				
末端畑地かんがい施設 （樹園地）	受益面積				
	うち集約化面積				
客土	受益面積				
	うち集約化面積				
除礫	受益面積				
	うち集約化面積				
更新整備	施工延長				
	うち集約化延長				
用水路	施工延長				
	うち集約化延長				
排水路	施工延長				
	うち集約化延長				
農作業道	施工延長				
	うち集約化延長				
特認事業	施工延長				
	うち集約化延長				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

(1) 客 土

耕 土 深 (cm)		面積 (ha)	総客土量 (m ³)	搬出元	備考
現況	計画				

(2) 除 礫

30mm以上の礫含有率 (%)		除礫 施工深 (cm)	面積 (ha)	総除礫量 (m ³)	(計画) 耕土深 (cm)	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							

注：1) 現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付すること。

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

(1) 更新整備（特認事業を除く）

実施内容	補足説明
用水路の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土水路からコンクリート用水路に更新整備するもの。 ・土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W300×H300 <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該水路においては、設置されて20年以上経過しており、長寿命化計画からも更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
排水路の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のコンクリート排水路からコンクリート排水路に更新整備するもの。 ・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W500×H500 <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設においては、機能保全計画による機能診断結果から更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
農作業道の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利道をアスファルト舗装に更新整備するもの。 ・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、アスファルト舗装工：〇〇m、規格：幅4m <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該農作業道においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。

- 注：1) 実施内容について、概要や施工数量について記載すること。
 2) 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付すること。
 3) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記すること。

(2) 更新整備（特認事業）

実施内容	補足説明
樋門の更新整備	<p>(実施内容の詳細について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の激しい樋門をすべて付け替えるもの。 ・土工：〇〇、設置工：〇〇、規格：〇〇 <p>(更新整備の必要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。 <p>(単価の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業等請負工事積算基準等を用いて費用を算定したもの。

- 注：1) 実施内容について、概要や施工数量について記載すること。
 2) 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付すること。
 3) 設定単価の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。
 4) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記すること。

(3) 条件改善推進費

年度別事業計画とその内訳 (イメージ)

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	調査・調整			
	農家意向			
	農地集積			
2 年 目	調査・調整			
	権利関係			
	水利用高度化推進			
3 年 目	先進的省力化技術導入支援			
	勉強会・研究会の実施			
4 年 目	先進的省力化技術導入支援			
	農業機械リース			
計				

- 注：1) 事業量及び事業費の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。
- 2) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記すること。

【定率助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援

年度別事業計画とその内訳（イメージ）

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	条件改善促進支援			
	地形図作成			
2 年 目	営農環境整備支援			
	高付加価値農業施設移転等			
	耕作放棄地解消・発生防止			
3 年 目	管理省力化支援			
	水管理省力化			
	維持管理省力化			
	品質向上支援			
	導入作物に応じた支援 IT技術等活用型施工			
4 年 目	営農環境整備支援			
	営農飲雑用水施設			
	農作物被害防止施設			
	条件改善促進支援			
	用地整備 農業機械維持補修			
5 年 目	条件改善促進支援			
	農用地等集団化			
計				

- 注：1）事業量及び事業費の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。
 2）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記すること。

農地所有適格法人等 経営状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
 (北海道にあつては農林水産省農村振興局長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名 印

中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号・28農振第1337号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）別紙2の第5の3の規定により、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 農地所有適格法人等の概要

農地所有適格法人等 名 (法人形態)	農地所有適格法 人等 になった日	特定農業法人 になった日	認定農業者 になった日	経営所得安定対 策加入経営体 になった日			
()							
経営面積		営農状況			構成員数		常時従事者数
うち地区内		作 目	作付面積	生産量	構成 戸数		
田： ha	ha		ha	kg			
畑： ha	ha		ha	kg			
その他： ha	ha		ha	kg			

3 農地所有適格法人等の経営方針について

経営方針	
経営方針に対する評価	

4 農地所有適格法人等の経営状況について

事業種類	売 上 高		常時従事者 1人当たり所得
	農 業	その他	
農畜産物名	円	円	円
関連事業等名			
その他事業名			
経営状況に対する評価			

注：事業種類の区分については、農地法第6条に基づき農業委員会に提出された報告書に即して記載すること。

5 農地所有適格法人等の地域振興に関する取組について

取組内容	
取組に対する評価	

6 農地所有適格法人等の今後の取組方針について

今後の 取組方針	経 営	
	地域振興	
取組方針に対する評価		

7 特記事項（都道府県知事の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

--

事業達成状況報告書

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
〇〇都道府県知事
〇〇市町村長

殿

〇〇〇 印

別紙の地区について、中山間地域所得向上支援事業を完了したので、中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号・28農振第1337号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）別紙2の第6に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地区名	事業概要

別紙 3 - 1 (地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備に関する事業に係る運用)

第 1 事業の内容

実施要領第 3 の 1 の (3) のアの (ア) に掲げる地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備に関する事業 (以下「本事業」という。) による交付金の交付対象事業及び交付額算定交付率は、別表に掲げるとおりとする。

第 2 施設整備対策事業実施計画等の作成

本事業の計画主体は、施設整備対策事業実施計画 (別記様式第 1 号) 及び施設整備対策事前点検シート (別記様式第 2 号) を作成し、実施要綱第 4 の 2 の (1) の所得向上計画の関連計画として添付するものとする。

第 3 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、地方公共団体等が出資する法人、農業者等の組織する団体、一般社団法人若しくは一般財団法人 (中山間地域の農業者等の所得向上等をその目的とする法人に限る。)、農業委員会、地域再生推進法人、PFI 事業者 (地域連携販売力強化施設に限る。) 又は計画主体が指定した者とする。ただし、第 1 の別表の (5) の事業にあっては、都道府県、市町村、土地改良区又は計画主体が指定した者とする。

なお、地方公共団体等が出資する法人、農業者等の組織する団体及び計画主体が指定した者については、以下の基準を満たす者とする。

1 地方公共団体等が出資する法人

地方公共団体等が出資する法人については、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会のうち整備する施設等の目的・内容に即した者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人とするものとする。

2 農業者等の組織する団体

農業者等の組織する団体については、実施する事業の受益者である農業者 3 者以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体とするものとする。なお、法人格のない団体においては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

3 計画主体が指定した者

計画主体が指定した者とは、参入法人 (農地法等の一部を改正する法律 (平成 21 年法律第 57 号) 附則第 14 条第 1 項に規定する事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 3 条第 3 項の規定又は農業経

営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）その他中山間地域の活性化に資する者であって、計画主体が実施要綱第3の3の（2）に規定する所得向上計画の策定区域（以下「計画区域」という。）の農業者等の所得向上を推進するために真に必要と認めた者であり、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 参入法人にあつては、3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行うこと又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行うことに係る目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

イ その他中山間地域の活性化に資する者にあつては、中山間地域の活性化の推進や農業者等の所得向上に関する活動項目が規約等で定められていること。

ウ 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定めるものをいう。）にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（以下「中小企業」という。中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）は除く。）であり、計画主体を構成員に含む中山間地域の活性化等に取り組む地域協議会に構成員として参画していること。

第4 実施基準

交付対象事業の実施基準は、以下のとおりとする。

- （1）既に市街地を形成している区域は、本事業の対象外とする。
- （2）既存施設又は資材の有効利用等及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品、新材の利用による事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。この場合、それぞれの事業による交付対象は次のとおりとする。

ア 増築、改築又は併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は補助対象としない。また、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備する場合（いわゆる更新）は、補助対象としない。

イ 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限り、交付対象とすることができるものとする。

ウ 古品、古材の利用については、次によるものとする。

（ア）古品、古材を利用する場合は、古品、古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。

（イ）使用する古品、古材の材質、規格、型式等は、新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品新資材と同程度の耐用を有するものでなければならないものとする。

- (ウ) 古品、古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品、古材は、交付対象としないものとする。
- (エ) 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。
- (3) 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数が5年以上のものとする。
- (4) 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。
- ア 地域連携販売力強化施設においては、当該地域の交通状況、入込客数、都市との交流状況の実績及び今後の見込み等
- イ 地域連携販売力強化施設以外の施設においては、都道府県及び近隣市町村内の類似施設の賦存状況、利用状況の実績及び今後の見込み等
- ウ 施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等
- エ 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等
- オ 施設等の適切な運営に必要となる経営戦略及び運営体制等
- (5) 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。
- (6) 個人施設、目的外使用の恐れがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。
- (7) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。
- (8) 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならない。
- (9) 施設の用地が確保される見通しが無いなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していない。
- (10) 事業実施主体において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- (11) 事業実施主体が施設等の管理及び運営に当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設のうち、事業費で5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。
- (12) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- (13) 地域連携販売力強化施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準や構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと。
- (14) 交付対象施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コン

テナ（プラスチック製通い容器及び荷受調整用のものに限る。）、運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトは除く。）、チェーンソー（研修のためのものを除く。）及び汎用性のある備品等は交付対象としない。

(15) 施設の延べ床面積の合計が1,500㎡を超える施設を整備する場合は、交付対象としないものとする。ただし、既存施設を活用する場合はこの限りではない。

(16) 施設別上限事業費について、次の基準を超える部分については交付の対象外とする。

ア 農産物等処理加工施設及び農産物等集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）ⅠのⅠ－1の第2の4の（3）整備事業の上限事業費の基準に準ずるものとする。

イ 地域連携販売力強化施設については、延べ床面積1㎡当たり29万円以内とする。なお、既存施設を活用する場合は、延べ床面積1,500㎡までを交付対象とする。

(17) 地域連携販売力強化施設については、年間を通して運営されるものであり、かつ、継続的に雇用と所得を生み出し、6次産業化と女性参画の促進に寄与するものであること。

(18) 交付対象事業の受益者数は、1箇所又は1施設の個々の施設等について、農業者3者以上であるものとする。

第5 事業の施行

1 事業の実施

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、所得向上計画に基づき交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。なお、複数年度で事業を実施する場合は、実施設計書において明確に年度ごとの事業量・事業費の区分を行うこと。

また、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、計画主体に当該実施設計書を提出するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会の議決等を得るものとする。

なお、予算案又は事業計画案の作成に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

(3) 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等にあつては、それぞれの関係法規の定めるところなどにより、農業者等の組織する団体等にあつては、関係者の総会によって議決等して行うものとする。

なお、地元負担金の調達にあつては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに充てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

(4) その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、建築基準法に基づく確認又は農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

(5) 交付対象事業の着手

事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業に着工したときは、速やかにその旨を文書等により、計画主体に届け出るものとする。

2 施行方法

(1) 施行方法

交付対象事業は次の（２）から（５）までに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、１つの交付対象事業については１つの施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、１つの交付対象事業について工種又は施設等の区分を明確にして２つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事は、原則として請負施行によるものとする。

また、共同利用機械及び器具の購入は、直営施行によるものとする。

(2) 直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現

場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 購入

共同利用機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、次の（ア）及び（イ）の場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、（イ）の場合において、随意契約を行う場合には、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。また、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

（ア）事業実施主体が農業者等の組織する団体であって、競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得るなどの手続を行う場合

（イ）競争入札に付しても入札者がいないとき、又は落札に至らなかった場合

（3）請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

ア 請負方法

（ア）工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、次の（a）から（c）までの場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、（c）の場合において随意契約を行う場合には、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

（a）事業実施主体が農業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得るなどの手続を行う場合

（b）事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき P F I 事業を実施する場合

（c）競争入札に付しても入札者がいないとき、又は落札に至らなかった場合

（イ）地方公共団体以外の事業実施主体が、（ア）により契約をしようとする

場合は、中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱（平成28年10月11日付け28農振第1355号、以下「交付要綱」という。）の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

（ウ）計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

（4）委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

（5）代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農業者等の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事

業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

地方公共団体以外の事業実施主体が、代行施行契約をしようとする場合は、交付要綱の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び委託を受けた受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えることなどにより、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせることなどにより、適正を期するものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から共同利用施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

3 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第6 未しゅん功工事の防止

共同利用機械・施設等の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第7 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届け

事業実施主体は、本事業で整備した施設等（以下この第7から第10までにおいて「施設等」という。）ごとに工事が完了したときは、速やかにその旨を文書により計画主体に届け出るものとする。

計画主体は、必要に応じて当該工事のしゅん功検査を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

2 事業の実績報告

(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書（交付要綱において定める実績報告書をいう。以下同じ。）に出来高設計書を添付して計画主体に報告するものとする。

なお、計画主体は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

(2) 計画主体である事業実施主体は、実績報告書に出来高設計書、事業完了後の施設等の写真及び領収書等を添付して当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

第8 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

1 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定するなどの方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。

2 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農業者等の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行するなどの方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。

3 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。

4 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。

5 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

6 人件費（給料、賃金等）の算定等にあつては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うこと。

第9 施設等の管理

事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が同法第244条の2第1項に規定する条例の定めるところにより施設

等を管理する場合には、この限りではない。また、所得向上計画の区域内に存する団体等（事業実施主体となり得る者に限る。）であって事業実施主体が直接管理する場合よりその施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められる場合には、その団体等に管理させることができる。この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、補助金等交付事務の取扱いについて(昭和39年11月19日付け39経第4086号農林大臣官房経理課長通知)様式第3号による財産管理台帳を施設等に備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分の手続

- (1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の別表による処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条に基づく財産処分（以下単に「財

産処分」という。)として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところにより、計画主体の承認を受けなければならない。

- (2) 計画主体が(1)の承認をするときは、あらかじめ地方農政局長等に申請し、承認を受けなければならない。
- (3) 計画主体である事業実施主体が財産処分をしようとするときは、承認基準の定めるところにより、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 利用目的の変更

- (1) 計画主体は、第4の(4)の利用計画の変更を検討し、又は利用計画の変更に沿った施設等の利用等を行っても、適正かつ効率的な利用が期待し難いと判断され、かつ、所得向上計画策定当初の施設等の利用目的に対応した交付対象範囲の施設等として引き続き有効活用を図ることが確実と認められる場合に限り、事業実施主体(計画主体である事業実施主体を除く。)に対し、施設等の利用目的の変更を検討させ、3の財産処分の手続を行わせることができる。
- (2) 計画主体である事業実施主体は、自ら施設等の利用目的の変更を検討し、3の財産処分の手続を行うものとする。
- (3) (1)又は(2)の場合においては、当該施設等の処分制限期間内において従前の補助条件を継承することとし、目的外使用により事業実施主体に収益がある場合を除き、国庫補助金相当額の納付は要しないものとする。

5 増築等に伴う手続

- (1) 事業実施主体(計画主体である事業実施主体を除く。)は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築又は模様替え(以下「増築等」という。)を行うときは、あらかじめその旨を文書により、計画主体に届け出るものとする。
- (2) (1)により届出を受けた計画主体又は計画主体である事業実施主体は、当該増築等の必要性を検討するものとする。

6 災害等の報告

- (1) 事業実施主体(計画主体である事業実施主体を除く。)は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は手戻り工事(工事施行中、施設の施工済み箇所の被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧する工事をいう。以下同じ。)が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を計画主体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額(手戻り工事の場合は損害額)及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、計画主体は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

(2) 手戻り工事が発生した旨の報告を受けた計画主体又は事業実施主体である計画主体は、速やかに当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局（北海道にあつては農林水産省農村振興局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局）へ電話等により連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から30日以内に地方農政局長等に（1）の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。

(3) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、施設整備対策災害報告書（別記様式第3号）により、計画主体に報告するものとする。

計画主体は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、地方農政局長に報告するものとする。なお、計画主体が事業実施主体として災害による報告を行う場合も同様とする。

第10 事業実施主体が行う関係書類の整備

交付要綱に定める関係書類として、事業実施主体は、次に掲げる関係書類を保管しておくものとする。

1 予算決算関係書類

- (1) 交付対象事業の実施に関する総会等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

（直営施行の場合）

- (1) 工事材料検収簿、同受払簿
- (2) 賃金台帳、労務者出面簿
- (3) 工事日誌及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合）
- (5) その他

（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）

- (1) 入札てん末書類
- (2) 請負契約書類
- (3) 工事完了届及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合）
- (5) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳

(3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

(4) その他

4 往復文書等

所得向上計画、施設整備対策事業実施計画及び施設整備対策事前点検シート、交付金の交付から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類

5 施設管理関係書類

(1) 管理規程又は利用規程

(2) 財産管理台帳

(3) その他

第11 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 建築工事費及び製造請負工事費

別表の(1)から(3)までの整備に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費 (a) 建築工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費	機械器具は、汎用性がないものに限る。
2 実施設計費	
3 工事雑費	「農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱について」（平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の2によるものとする。

(2) 共同利用機械器具

別表の(4)の高生産性農業用機械施設の整備に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 機械器具費 (a) 本機購入費 (b) 付属機械器具購入費	機械器具は、汎用性がないものに限る。
---------------------------------------	--------------------

2 工事雑費	<p>本機及び付属機械器具の運送料、定置式機械の据付料（車輛購入費にあつては、重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料を含む。）</p> <p>ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を除くものとする。</p>
--------	--

(3) 土地基盤の整備

別表の(5)及び(6)の整備に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費	<p>支給品費を含む。修景施業や花木植栽等が必要な場合は、樹高伐、樹下植栽、その他育林を含む。</p>
2 測量設計費	<p>工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費</p>
3 機械器具費	<p>工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が、工事期間を超えるものを除く。）</p>
4 営繕費	<p>工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入れに必要な経費</p>
5 用地費及び補償費	<p>補償費については、工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び工事請負人が善良な管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力により損失を与えた場合に限る。</p> <p>なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号農林省農地局長通知）の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。</p>
6 全体実施設計費	
7 換地費	<p>土地改良法第2条第2項第2号に規定する区画整理及び同法同条同項第3号に規定する農用地の造成に要するものに限る。</p>
8 工事雑費	<p>附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。</p>

(4) 附帯事務費

ア 附帯事務費の額

交付対象となる附帯事務費の額は、交付対象事業に要する総事業費に附帯事務費及び工事雑費の取扱通知別表3に定める交付対象事業別の附帯事務費の率を乗じて得た額以内とする。

イ 附帯事務費の使途基準

交付対象となる附帯事務費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の1によるものとする。

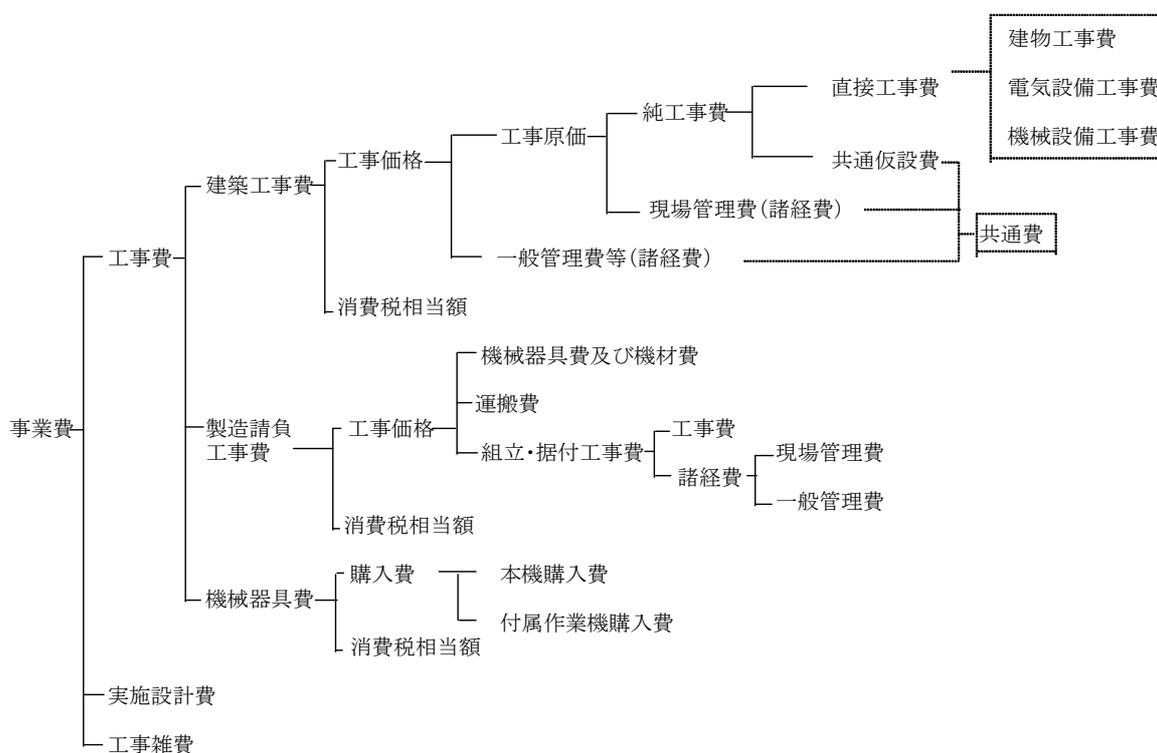
ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

2 交付対象事業費の構成

1の(1)から(3)までの交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

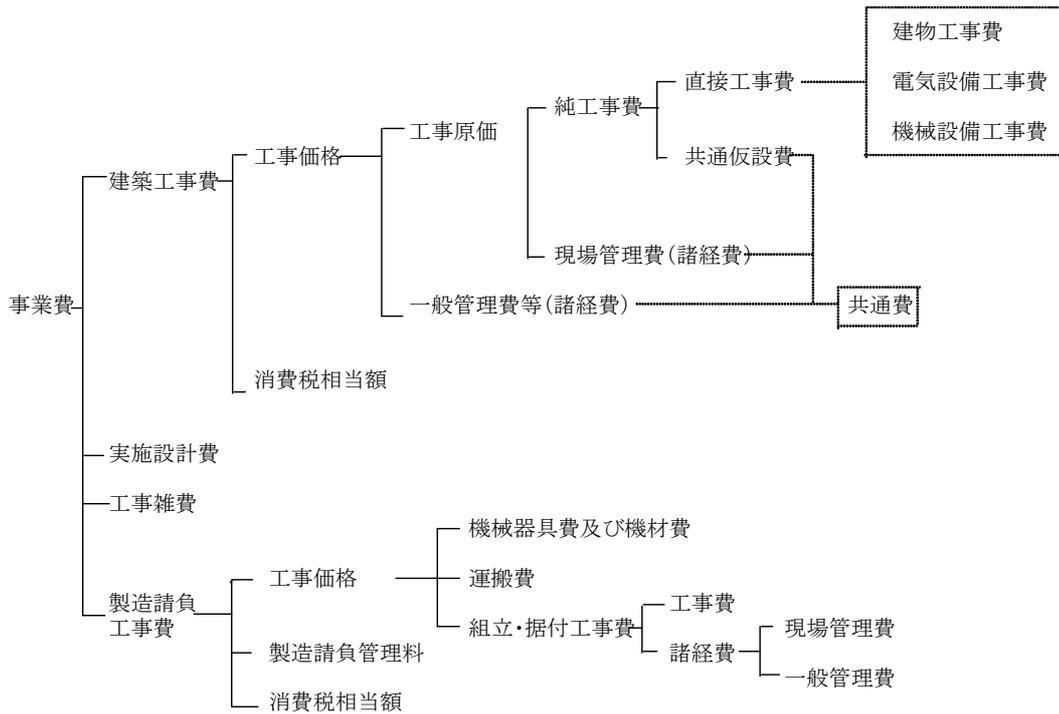
(1) 建築工事費及び製造請負工事費

ア 請負施行の場合



注)この表は、「営繕工事積算基準」、「営繕工事共通費積算基準」、「営繕工事共通費積算基準の運用」の制定について(平成13年9月3日付け13経第663号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

イ 代行施行の場合

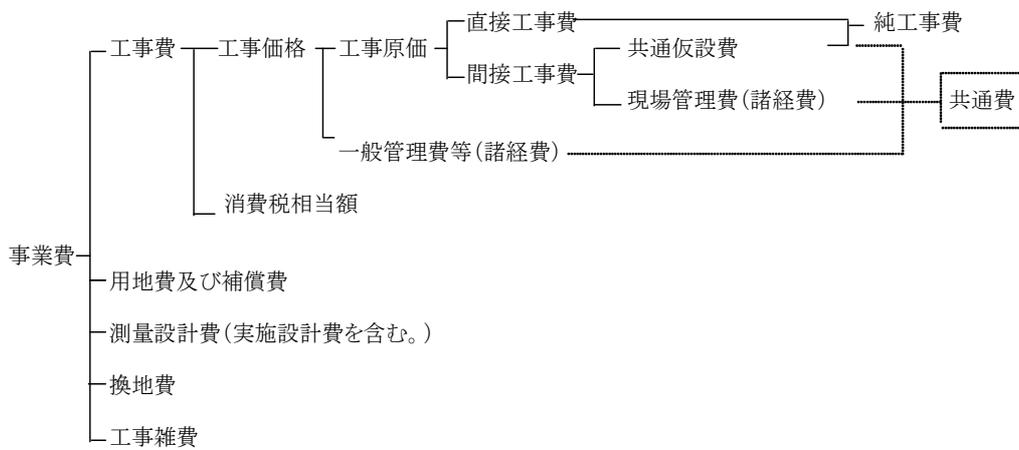


(2) 共同利用機械器具



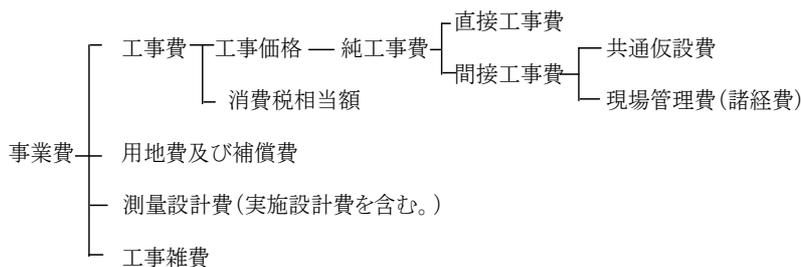
(3) 土地基盤の整備

ア 請負施行の場合



注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準拠したものである。

イ 直営施行の場合



注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したものである。

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費のうち建築工事費及び製造請負工事費は、それぞれの施行方法に応じ、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- ① 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費及び共通費に、製造請負工事費は、機械器具及び機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具費は、本機購入費及び付属作業機購入費に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建物工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確にし、性能の比較検討等を行うものとする。

- ② 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

- ① 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

る。

- ② 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- ③ 工事材料を支給する場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品、古材

- ① 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
- ② 請負工事にあつては、当該工事に使用される古品、古材は事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

(エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技 術 管 理 費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ) 諸経費

- ① 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等又は直営施行における地方公共団体等が出資する法人が必要とする次の表1に掲げる現場管理費及び次の表2に掲げる一般管理費とする。
- ② 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

ただし、直営施行における地方公共団体等が出資する法人の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

表1 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従 業 員 給 与 手 当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。

原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

表2 一般管理費

区 分	内 容
役員報酬 従業員給料手当	取締役及び監査役に要する経費 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用）及び設計費（設計に必要な費用）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合は、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱いの2に準じるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付の対象としない。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、附帯事務費及び工事雑費の取扱いの規定にかかわらず、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が計画主体と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具及び機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。なお、特許権に係る設備の場合は、（ア）から（ウ）までの要件に関わりなく区分できるものとする。

（ア）交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

（イ）施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

（ウ）設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

オ 合体施行

合体により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即して適正な方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するなど適正に行うものとする。

別表

交付対象事業	交付対象事業の内容
(1) 地域連携販売力強化施設	地域の農産物等の販売力強化、ブランド化等のために必要な販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
(2) 農産物等処理加工施設	農産物等の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備
(3) 農産物等集出荷貯蔵施設	農産物等の選別・選果用機械施設、冷却・冷蔵用機械施設、検査用機械施設、出荷用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備
(4) 高生産性農業用機械施設	農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の記に基づき交付の対象となる低コスト耐候性ハウス及びこれらの附帯施設の整備
(5) 農業集落道	農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落の拠点となる施設等から農地等への連絡や農産物等の運搬等に供する農業集落道の新設又は改良、改修及びこれらの附帯施設の整備
(6) 小規模農林地等保全整備	<p>耕作放棄地を活用して農業生産活動を行うための土地条件整備に必要な次の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 ウ 暗渠の新設又は変更 エ 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工等 オ 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。） カ 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 キ 農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良 ク 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備

1 交付額算定交付率

1/2（沖縄県にあつては2/3）とする。

ただし、別表の（4）の交付額算定交付率については4.5/10（沖縄県にあつては2/3）、別表の（5）の交付額算定交付率については5.5/10（沖縄県にあつては2/3）とする。

2 要件等

別表の（２）から（４）までの施設については、（１）の地域連携販売力強化施設又はこれに準ずる施設等と連携するものとする。また、別表の（５）及び（６）の事業については、（１）から（４）までのいずれかの事業と併せ行うものとする。

(別記様式第1号)施設整備対策事業実施計画

事業番号	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付対象事業 費 (千円)	交付額 算定交付率	交付金限度額 (千円)
都道府県附帯事務費									
市町村附帯事務費									
合 計									

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業番号には、実施要領別紙3-1の別表の(1)~(6)の該当する番号を記入すること。
- ・地区名には、所得向上計画の区域の名称を記入すること。
- ・事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- ・事業規模は、施設毎の棟数と床面積など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・事業期間は、原則として単年度とすること。なお、複数年度に及ぶ場合には、年度毎に行を分けて記入すること。
- ・交付対象事業費には、全体事業費のうち交付の対象となる事業費(施設別上限事業費等の範囲内の額)を記載すること。

(別記様式第2号)

施設整備対策事前点検シート

計画主体名			
実施期間	～	総事業費(交付金)	千円(千円)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
事業の実施期間は適切か		
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		
自力又は既に完了した施設等を交付対象とするものでないか		
土木・建築構造物等の施行に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか		
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか		
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別紙3-1に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領(平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知)		

により適切に行われているか)		
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか		
個人に対する交付ではないか、また目的外使用の恐れがないか		
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		
地域連携販売力強化施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか		
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか		
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか		
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		
建設・整備コストの低減に努めているか		
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）		
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）		
整備予定場所は、集客の立地性、農業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		

処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8262 号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）ⅠのⅠ－1の第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか		
整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）		
地域連携販売力強化施設については、延べ床面積 m ² 当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）		
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか		
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか		
1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか		
6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか		
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か		
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）		
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか		
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「－」を記入すること。

(別記様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事・〇〇市町村長 〇〇〇〇 殿

事業実施主体名
代表者氏名 〇〇〇〇 印

平成〇〇年度中山間地域所得向上支援事業（地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備に関する事業）で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

平成〇〇年度において中山間地域所得向上支援事業（施設整備に関する事業）で取得又は効用が増加した施設等が災害（例：台風〇〇号）により被災したので、報告いたします。

記

- 1 被災施設等の概要
 - (1) 所得向上計画の名称
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造及び規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担金
 - (6) 取得年月日
- 2 災害の概要
 - (1) 災害の原因
年 月 日台風第〇〇号による強風
(〇〇 気 象 台 調 べ 〇 時 〇 分 m / s (瞬 間 風 速))
 - (2) 被災の程度
〇〇m²の被覆材及びパイプの破損
破損見積額
- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 所得向上計画及び添付資料の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他農林水産大臣が必要と認める書類

別紙 3 - 2 (鳥獣被害防止施設等の整備に関する事業に係る運用)

第 1 事業の実施方針

1 事業の実施方針

実施要領第 3 の 1 の (3) のアの (イ) に掲げる鳥獣被害防止施設等の整備に関する事業 (以下「本事業」という。) は、中山間地域における農業者等の所得向上に向けた、事業実施主体や地域が抱える鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、原則として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。) 第 4 条第 1 項に基づく被害防止計画との整合性に留意して実施するものとする。

2 事業費の低減

本事業を実施する場合は、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第 2 事業の取組等

1 事業実施主体

事業実施主体は、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、狩猟者団体、民間団体、農業者等で組織された団体及びこれらの者で構成される協議会とする。

2 事業実施主体の要件

事業実施主体は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有している組織であること
- (2) 事業実施主体が実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (3) (2) の規約その他の規程に定めるところにより、1 つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつその執行体制が整備されていること。

3 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第 3 事業の内容等

1 事業の内容

本事業による交付金の交付対象事業は、侵入防止柵の設置による被害防除等を計画

的に実施する事業とし、事業内容及び採択要件は、別表1に掲げるとおりとする。

- (1) 別表1の事業内容欄の1の「鳥獣被害防止施設」については、所得向上計画の対象となる区域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、ICTを活用した捕獲施設その他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲施設を一体的に整備するものとする。

また、電気柵を整備する場合は、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守し、正しく設置すること。具体的には、危険である旨の表示、電気さく用電源装置の使用、漏電遮断器の設置（30ボルト以上の電源から電気を供給する場合）、開閉器（スイッチ）の設置等を行い安全を確保するものとする。

（参照URL：http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/anzen_kakuho_20150721.html）

- (2) 別表1の事業内容欄の2の「処理加工施設」については、被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設及び焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）を整備するものとする。

- (3) 別表1の事業内容欄の3の「捕獲技術高度化施設」については、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保と技能向上のための射撃場を整備するものとする。この場合、専ら鳥獣の捕獲に従事する者が使用することが確実であって、かつ、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2の指定射撃場（以下「指定射撃場」という。）の指定を受けていること又は受けることが確実と見込まれる場合に整備できるものとする。

この場合、原則として、指定射撃場の指定を受けるために必要な施設等及び「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」（平成19年3月環境省水・大気環境局土壌環境課作成）に沿った鉛対策の実施に必要な施設等（以下「基幹施設」という。）の整備に限るものとし、その他附帯施設等については、基幹施設との一体的な整備を行う場合に限り整備できるものとする。

2 費用対効果分析

事業実施主体は、本事業を実施する場合にあっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、費用対効果分析を行うものとする。

なお、別表1の採択要件の欄の2の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）に準じて費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

3 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。以下同じ。）その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第4 交付率等

- 1 本事業の交付率は、次に掲げるとおりとする。

1 鳥獣被害防止施設を農業者や地域住民等が参加して直営施工により整備する場合であって、資材費のみを交付対象とする場合	定額
2 上記「1」以外の場合であって、実施要綱第3の3の(1)のア～オに該当する地域で実施する場合	5.5/10以内
3 上記「1」以外の場合であって、実施要綱第3の3の(1)のカに該当する地域で実施する場合	2/3以内
4 上記「1」、「2」及び「3」以外の場合	1/2以内

なお、施設の種類毎の上限単価（消費税を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 鳥獣被害防止施設の上限単価

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価（円/m） （直営施工で資材費のみの定額補助の場合）	上限単価（円/m） （左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（1段当たり）	124	324
	ネット柵	960	2,380
イノシシ	金網柵 （ロール状）	1,480	3,910
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	960	2,380

シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵 （ロール状）	2, 150	5, 430
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	1, 430	3, 570

注：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

（２）処理加工施設の上限単価

	上限単価（万円／㎡）
食肉利用等施設	24.8
焼却施設	38.1

注：交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

2 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の上限単価を超える事業については、都道府県知事が第5の1の（2）に基づき地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）と協議を行い、地方農政局長等が認めた場合に助成できるものとする。

第5 事業実施等の手続

1 事業実施の手続

（1）事業実施主体は、別記様式第1号に基づき、別表2に規定する事項を含めて事業実施計画を作成し、計画主体が実施要綱第4の2の申請を行う前に計画主体に提出するものとする。なお、事業実施計画の作成及び計画主体が審査を行う際の留意事項は別表3に定めるところによるものとする。

（2）都道府県知事は、実施要綱第4の2の（2）の提出を行う際に、第4の1に定める上限単価を超える事業実施計画がある場合には、実施要綱第4の1の（2）の手続とは別に、これらの内容について、別記様式第2号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更とは、実施要領第5の3に規定するもののほか、事業実施主体ごとの鳥獣被害対策に係る事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とし、事業実施計画の重要な変更を行う場合は、あらかじめ計画主体に変更後の

事業実施計画書を提出するものとする。

3 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、本事業の実施地域の団体であって、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等及び都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（(2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあつては、当該団体）に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等及び都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

4 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

第6 実施基準

1 被害防止計画及び事業実施計画は、関係農林漁業者をはじめとした地域住民の合意を得たものであること。

2 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。

3 交付対象事業は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格（鳥獣被害防止施設について定額補助する場合には、第4の1に定める上限単価と現地の一般的な単価のいずれかの低い単価を使用するものとする。）により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

4 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該区域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築の事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合、それぞれの事業による交付対象は次のとおりとする。

(1) 増築、改築、併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は交付対象としない。

- (2) 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限って、交付対象とすることができるものとする。
- (3) 古品古材の利用については、次によるものとする。
- ア 古品古材を利用する場合は、古品古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。
- イ 使用する古品古材の材質、規格、型式等は、新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品新資材と同程度の耐用年数を有するものでなければならないものとする。
- ウ 古品古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。
- なお、事業実施主体が無償で入手した古品古材は、交付対象としないものとする。
- エ 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附属施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。
- 5 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数が5年以上のものとする。
- 6 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。
- (1) 施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等
- (2) 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等
- 7 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。
- 8 個人施設、目的外使用の恐れがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。
- 9 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。
- 10 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大になってはならない。
- 11 施設の用地が確保される見通しが無いなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していない。
- 12 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- 13 事業実施主体等が施設等の管理及び運営に当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。
- なお、侵入防止施設等その運営に伴い収支を伴わない施設等は、この限りでない。
- 14 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- 15 施設の整備に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案し、極力木材の利用促進に配慮するものとする。

第7 事業の施行

1 事業の実施

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、事業実施計画等に基づき交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手續を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会の議決等所要の手續を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは代行施行による競争見積等の指名競争入札に準ずる方法により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上又は事業計画の作成に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

(3) 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手續については、市町村、農業協同組合等にあつては、それぞれ関係法規の定めるところ等により、市町村等関係者で構成する協議会、狩猟団体等関係機関、農業者等で組織する団体等にあつては、総会等によって議決して行うものとする。

なお、地元負担金の調達にあつては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに当てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

(4) その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年法律第29号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

2 施行方法

(1) 施行方法

事業は次のアからエまでに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1つの交付対象事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの交付対象事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事は、原則として請負施行によるものとする。

また、資材、機械及び器具の購入は、直営施行によるものとする。

ア 直営施行

(ア) 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について」（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

(イ) 購入

資材、機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に、関係業者からのカタログの入手や参考見積りを収集することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。

a 競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

b 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は、落札に至らなかった場合

bの場合において随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。

a 競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

b 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は、落札に至らなかった場合

bの場合において随意契約によるときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、1の(1)のアに定める総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農業者の組織する団体等が事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

(ア) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

(イ) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき、又は、落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(ウ) 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び委託を受けた受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

(エ) 施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

(オ) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ) 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真

の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク) 精算

事業実施主体は、受託代行者から共同利用施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

オ 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第8 未しゅん功工事の防止

共同利用機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第9 事業完了に伴う手續

1 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、別記様式第1号に準じて実績報告書を作成の上、出来高設計書及び事業完了後の施設等の写真等を添付して都道府県知事に報告するものとする。

2 その他関係法規に基づく手續

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手續を行うものとする。

第10 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

1 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、

交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。)

- 2 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものもとより、農林漁業者等の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。
- 3 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 4 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- 5 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

第11 施設等の管理

事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、事業実施計画の区域内に存する団体のうち、事業実施主体が直接管理する場合よりその施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められる場合及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が同法第244条の2第1項に規定する条例の定めるところにより施設等を管理する場合には、その団体に管理させることができる。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、「補助金等交付事務の取り扱いについて」（昭和39年11月19日付け39経第4085号農林大臣官房経理課長通知）様式第3号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
 - ア 事業名及び目的
 - イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
 - ウ 設置場所
 - エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
 - オ 利用者の範囲
 - カ 利用方法に関する事項
 - キ 利用料に関する事項
 - ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品衛生法（昭和22年法律233号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令の遵守に関する事項

ス その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分の手続

(1) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（都道府県が事業実施主体である場合にあっては農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の別表による処分制限期間、その他のものが事業実施主体である場合にあっては減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条に基づく財産処分（以下単に「財産処分」という。）として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときには、承認基準の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(2) 都道府県知事が事業実施主体として、その処分制限期間内に（1）に定める財産処分をしようとするときには、承認基準の定めるところにより、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 利用目的の変更

(1) 都道府県知事は、事業実施計画に定めた施設の利用状況が低調である場合は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等を内容とする改善計画を事業実施主体に策定させ、その実現に向けた指導を行うものとする。また、当該改善計画に沿った施設等の利用等を行っても、適正かつ効率的な利用が期待し難いと判断され、かつ、事業実施計画策定当初の施設等の利用目的に対応した交付対象範囲の施設等として引き続き有効活用を図ることが確実と認められる場合に限り、事業実施主体（都道府県を除く。）に対し、施設等の利用目的の変更を検討させ、必要に応じ地方農政局長等の指示を受けて3の財産処分の手続を行わせることができる。

(2) 都道府県が事業実施主体の場合には、（1）に準じて、地方農政局長等は都道府県知事に対し施設等の利用目的の変更を検討させ、3の財産処分の手続を行わせる

ことができる。

5 増築等に伴う手続

- (1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築又は模様替え（以下「増築等」という。）を行おうとするときは、あらかじめその旨を別記様式第3号により、都道府県知事に届け出て、必要に応じてその指示を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は（1）の届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、別記様式第3号により、地方農政局長等に届け出るとともに、必要に応じてその指示を受けるものとする。
- (3) 都道府県が事業実施主体として（1）の増築等の届出を行う場合には、（1）に準じて地方農政局長等に届け出るとともに、必要に応じてその指示を受けるものとする。

6 災害等の報告

- (1) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、天災等事業実施主体の責にならない事由により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧する工事をいう。以下同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、都道府県知事は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする

- (2) 事業実施主体（都道府県を除く。）は、施設等について、処分制限期間内に天災等事業実施主体の責にならない事由により被害を受けたときは、直ちに、別記様式第4号の災害報告書により、都道府県知事に報告するものとする。

都道府県知事は、当該報告を受けたときには、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し別記様式第4号により、地方農政局長等に報告するものとする。都道府県が事業実施主体として災害による報告を行う場合にも当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し別記様式第4号により、地方農政局長等に報告するものとする。

- (3) (2)の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、都道府県知事は承認基準の定めるところにより、地方農政局長等に報告を行い、その確認を受けるものとする。

第12 事業実施主体が行う関係書類の整備

中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱（平成28年10月11日付け28農振第1355号農林水産事務次官依命通知）に定める関係書類として、事業実施主体は、次に掲げる関係書類を保管しておくものとする。

1 予算決算関係書類

- (1) 交付対象事業の実施に関する総会等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

(直営施行の場合)

- (1) 実施設計書、出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿、同受払簿
- (3) 賃金台帳、労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)

- (1) 実施設計書、出来高設計書
- (2) 入札てん末書類
- (3) 請負契約書類
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- (4) その他

4 往復文書

交付申請から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第13 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 施設整備

施設整備にあつては、工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費とする。

(2) 附帯事務費については、次のとおりとする。

ア 附帯事務費の額

交付対象となる附帯事務費の額は、「鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成20年3月31日付け19生産第9425号生産局長通知。以下「鳥獣被害防止交付金事務等の取扱通知」という。）の

第5の1によるものとする。

イ 附帯事務費の使途基準

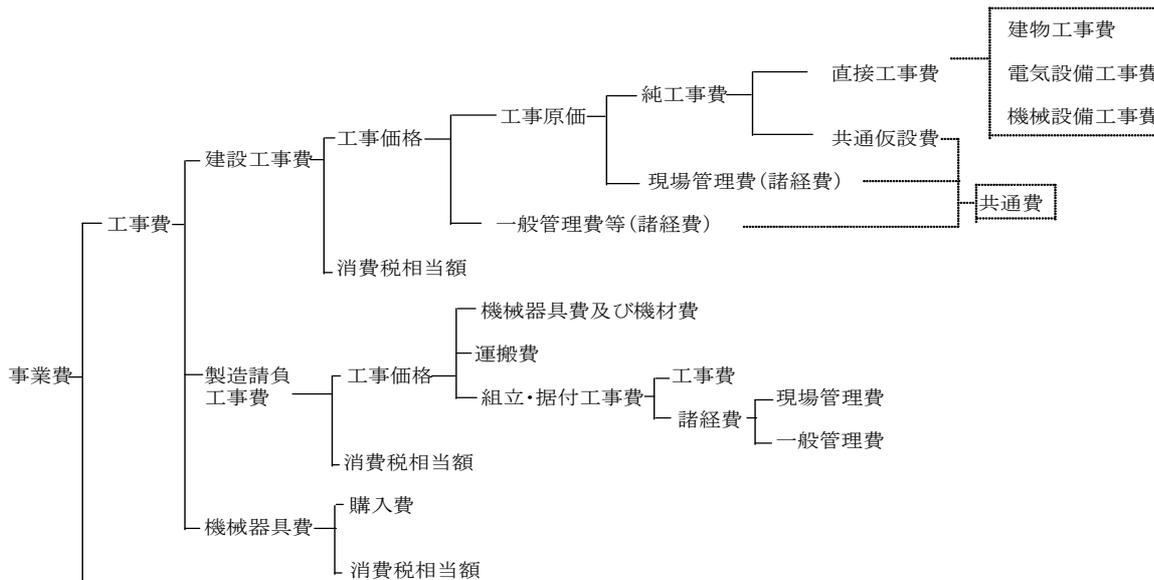
交付対象となる附帯事務費の使途基準については、鳥獣被害防止交付金事務等の取扱通知の第5の2によるものとする。

ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

2 交付対象事業費の構成

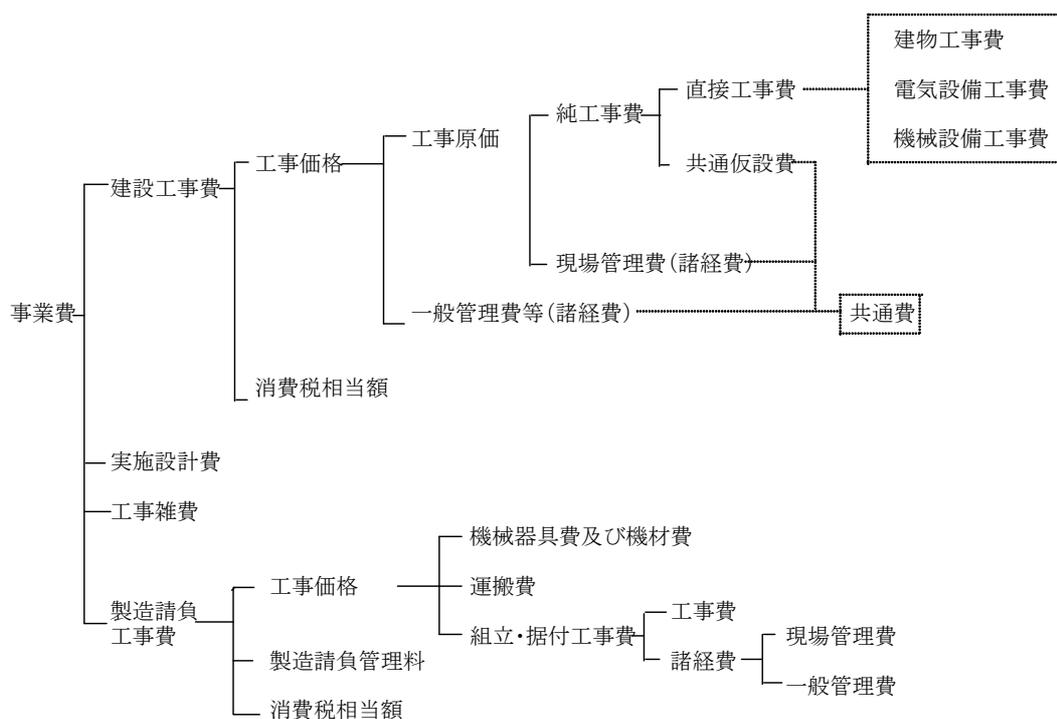
交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

(1) 請負施行の場合



注)この表は、「「営繕工事積算基準」、「営繕工事共通費積算基準」、「営繕工事共通費積算基準の運用」の制定について」(平成13年9月3日付け13経第663号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

(2) 代行施行の場合



3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

施設整備のうち建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- a 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上で、機種等を選定して行うことができるも

のとする。

- b 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品古材

- a 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
- b 請負工事にあつては、当該工事に使用される古品古材は事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

(エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次の表に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する

技 術 管 理 費	費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
安 全 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等又は直営施行における地方公共団体等が出資する法人が必要とする次の表1に掲げる現場管理費及び次の表2に掲げる一般管理費等とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。ただし、直営施行における地方公共団体等が出資する法人の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

(表1：現場管理費)

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従 業 員 給 与 手 当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退

職金共済制度に基づく事業主負担額	
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

(表2：一般管理費)

区 分	内 容
役員報酬 従業員給料手当	取締役及び監査役に要する経費 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付

地 代 家 賃 減 価 償 却 費	事務所、寮、社宅等の借地借家料 建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 險 料 契 約 保 証 費 雑 費	火災保険その他の損害保険料 契約保証に必要な費用 社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行するのに伴い、現地事務所等において、直接必要とする次の表に掲げる費用とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

（工事雑費）

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現地監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料

需用費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費、食糧費（事務遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、雑役務費
委託費	測量、設計、登記等の委託
旅費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃貸料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具
公課費	
代行施工管理料	代行施工における受託代行者の事業施工管理料

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

- （ア） 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。
- （イ） 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。
- （ウ） 各設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

別表 1

事業内容	採択要件
1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 3 捕獲技術高度化施設	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 受益戸数が3戸以上であること。 2 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。

別表 2

事業実施計画に記載又は添付すべき事項	
1	事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名（協議会の場合構成員名も記入）
2	現状・課題、対応方針に係る項目 現状・課題、対応方針、関連データ
3	事業内容等に関する項目 事業内容、事業費、受益戸数、受益面積、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、 利用計画、維持管理及び費用対効果分析
4	事業費に係る項目 事業費総額及び負担区分

別表3 事業実施計画の作成・審査に当たっての留意事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。
7 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経

<p>費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。)</p>
<p>15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。</p>
<p>16 被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。</p>
<p>17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。</p>
<p>18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。</p>
<p>19 捕獲技術高度化施設を建設する場合は、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」、当該施設が設置される都道府県等の定める設置及び管理に関する条例のほか関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。</p>
<p>20 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。</p>
<p>21 施行方法の選択が適切にされていること。</p>
<p>22 入札の方法に関する知識を有していること。</p>
<p>23 地元関係者との合意形成が図られていること。</p>
<p>24 その他法律に定める基準等が満たされていること。</p>

別記様式第1号

実施主体名: _____
 計画主体名: _____

1 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状・課題と対応方針等

※ 中山間地域所得向上計画の区域における現状と課題、対応方針等について、数値等も用いて記述すること

2 事業内容等

①鳥獣被害防止施設								②処理加工施設								③捕獲技術高度化施設			備考
資材費定額分(*)				通常補助率(5.5/10等)分(*)				食肉利用等施設(*)				焼却施設(*)				実施内容の概要			
対象鳥獣	実施内容の概要	事業費		対象鳥獣	実施内容の概要	事業費		対象鳥獣	実施内容の概要	事業費		対象鳥獣	実施内容の概要	事業費		実施内容の概要	事業費	国庫交付金	
		(円)	国庫交付金 (円)			(円)	国庫交付金 (円)			(円)	国庫交付金 (円)			(円)	国庫交付金 (円)				
合計																			

- 注1: (*)については、単位当たりの単価(例:〇円/m等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める場合にあっては、(特)と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。
- 注2: 実施内容の欄に受益戸数、受益面積も記載する。
- 注3: 処理加工施設及び捕獲技術高度化施設については、施設名及び設備の概要を記載する。
- 注4: 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
- 注5: 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理及び費用対効果分析の分かる資料について添付すること。

3 事業費総額及び負担区分

(単位:円)

事業費総額	国費	都道府県費	市町村費	その他	事業主体

別記様式第2号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

平成〇〇年度中山間地域所得向上支援事業（うち鳥獣被害防止施設等の整備）
の上限単価について（協議）

中山間地域所得向上支援事業実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号・28農
振第1337号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）別紙3の2の第5の1の（2）
の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

（注）別記様式第1号及び協議の内容がわかる資料を添付すること。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)
(又は 〇〇県(都道府)知事 殿)

〇〇県(都道府)知事 印
又は
所在地
団体名
代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度中山間地域所得向上支援事業(鳥獣被害防止施設等の整備)で取得又は効用の増加した施設等の増築(模様替え、移転、更新等)届について

平成〇〇年度において中山間地域所得向上支援事業(鳥獣被害防止施設等の整備)で取得又は効用が増加した施設等を増築(模様替え、移転、更新等)したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築等に係る施設等の概要

- (1) 地区名及び〇〇取組名
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造、規格、規模等
- (5) 事業費

- ア 交付金
- イ その他の負担金

2 増築等の理由

3 増築等の概要(例)

(1) 増築等

増築	鉄骨ストレート葺	〇〇m ²	事業費	〇〇〇	千円
増設	〇〇ライン	〇〇箱/日処理	事業費	〇〇〇	千円

(2) 事業費の負担区分

(3) 着工予定時期

(4) 増築等の効果

[添付資料]

- 1 当初実施計画の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等(又は都道府県知事)が必要と認める書類

別記様式第4号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)
(又は 〇〇県(都道府)知事 殿)

〇〇県(都道府)知事 印
又は
所在地
団体名
代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度中山間地域所得向上支援事業(鳥獣被害防止施設等の整備)
で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

平成〇〇年度において中山間地域所得向上支援事業(鳥獣被害防止施設等の整備)
で取得又は効用が増加した施設等が災害(例:台風〇〇号)により被災したので、報
告します。

記

- 1 被災施設等の概要
 - (1) 地区名及び〇〇取組名
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造、規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担金
 - (6) 取得年月日
- 2 災害の概要
 - (1) 災害の原因
年 月 日台風〇〇号による強風
(〇〇気象台調べ 〇時〇分 m/s (瞬間風速))
 - (2) 被災の程度
〇〇㎡の被覆材及びパイプの破損
破損見積額
- 3 被害見積価格(復旧可能なものにあつては、復旧見込額)
- 4 その他(災害復旧計画及び資金計画)

[添付資料]

- 1 当初実施計画の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他地方農政局長等(又は都道府県知事)が必要と認める書類

別紙 3 - 3（収益性の高い農産物の導入、高付加価値化・販売力強化に関する事業に係る運用）

第 1 事業の内容

実施要領第 3 の 1 の（3）のイに掲げる収益性の高い農産物の導入、高付加価値化・販売力強化に関する事業（以下「本事業」という。）による交付金の交付対象事業は、別表に掲げるとおりとする。

第 2 事業実施主体

本事業の実施主体は、実施要領別紙 2、別紙 3 - 1 及び別紙 3 - 2 に定める事業実施主体とする。

第 3 実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 1 実施要領第 3 の 1 の（2）基盤整備、（3）施設整備等のうちア 施設整備及び 2 の関連事業として実施する事業（以下「ハード事業」という。）のいずれかと密接な関連があり、当該ハード事業と併せて一体的に実施すること。
- 2 第 4 の高収益作物転換促進計画を作成すること。
- 3 1 地区当たりの受益者数が、農業者 2 者以上であること。
- 4 ハード事業の受益地内の作付面積のうち 1 / 4 以上を新たに高収益作物（経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）IV 第 1 の 1（2）の畑作物の直接支払交付金及び IV 第 2 の 6（1）の戦略作物助成の対象作物以外の作物とする。）に転換すること。

第 4 高収益作物転換促進計画

本事業を実施しようとする者は、別記様式第 1 号に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた高収益作物転換促進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 地域の高収益作物への転換の推進に向けた取組方針
- 3 事業概要
- 4 事業の活用イメージ
- 5 事業の実施イメージ
- 6 関連事業の概要
- 7 費用負担の方法
- 8 施設の予定管理者及び予定管理方法
- 9 その他必要な事項

第 5 事業の手続

- 1 事業実施主体は、第 4 で作成した高収益作物転換促進計画を、計画主体が実施要綱第 4 の 2 の所得向上計画を作成する前に計画主体に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、実施要領第 5 の 3 に定めるもののほか、受益面積の 5 パーセント

以上かつ5ヘクタール以上の変動が生じた場合には、変更後の高収益作物転換計画を計画主体に提出するものとする。

第6 事業達成状況の報告

- 1 事業実施主体は、別記様式第1号により、高収益作物転換促進計画の目標年度（事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。）の3年前から目標年度までの毎年度その事業達成状況を取りまとめ、別記様式第2号により翌年度の9月末日までに報告するものとする。
- 2 1の事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。
 - (1) 都道府県が事業実施主体の場合
都道府県知事は、事業の達成状況を取りまとめたときは、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に事業達成状況報告書を提出するものとする。
 - (2) 市町村が事業実施主体の場合
市町村長は、事業達成状況を取りまとめたときは、事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。
 - (3) 都道府県、市町村以外が事業実施主体の場合
事業実施主体は、事業達成状況を取りまとめたときは、事業達成状況を計画主体に報告し、計画主体はこれを確認の上、計画主体ごとに以下のとおり対応するものとする。
 - ア 計画主体が都道府県の場合
都道府県知事は、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。
 - イ 計画主体が市町村の場合
市町村長は都道府県知事に事業達成状況報告書を提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

第7 助成

本事業に必要な経費については、以下に定めるとおりとする。

- 1 別表の区分の欄の定額助成に係るもの
事業の実施年数に以下の助成単価を乗じた額を助成限度額とする。
ハード事業の受益面積内の作付面積のうち、
 - ・ 1/4以上を新たに高収益作物に転換する場合は単年度当たり300万円
 - ・ 1/3以上を新たに高収益作物に転換する場合は単年度当たり400万円
 - ・ 1/2以上を新たに高収益作物に転換する場合は単年度当たり500万円
- 2 別表の区分の欄の定率助成に係るもの
事業費（本事業に要する費用のうち以下に定める助成の対象となる経費の総額）に実施要領別紙2の別表3に定める交付率を乗じた額とする。
 - (1) 純工事費
 - (2) 測量設計費
 - (3) 用地費及び補償費

(4) 船舶機械器具費

(5) 調査・調整費

第8 その他

- 1 農地中間管理機構、市町村、農業者団体（実施要領別紙2の第2の4に定める者）又は農業法人等（実施要領別紙2の第2の5に定める者）が本事業の実施主体である場合には、都道府県知事は、農地中間管理機構、市町村、農業者団体又は農業法人等に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。
- 3 本事業の交付対象となる施設及び農業機械については、以下の要件を満たすものに限る。
 - ア ハード事業の受益地内において使用するもの
 - イ 農業者2者以上により共同利用するもの

別表（第1関係）

区分	事業種類	事業内容
1. 定額助成	高収益作物転換推進費	(1) 土壌分析、効果的な輪作体系の検討、作業受委託の検討等、高収益作物への転換を推進するに当たって必要となる支援 (2) 現場での講習・研修会の開催や加工品の試作、試験販売、販売戦略の検討等、営農定着の促進に当たって必要となる支援
2. 定率助成	高収益作物導入支援	実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備

高収益作物転換促進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	9法指定地域等						
事業実施期間	/								
地域内（受益地内）の高収益作物への転換の推進に向けた取組方針									
事業概要	受益面積：水田〇〇a、畑〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費：〇〇百万円 受益者数：〇〇者								
区分	事業種類	事業量	総事業費 (百万円)	年度計画					
				HO	HO	HO	HO	HO	
定額	高収益作物転換推進費	実施内容〇〇年基準額		-----	-----	-----	-----	-----	
定率	高収益作物導入支援	実施内容〇〇		-----	-----	-----	-----	-----	
合計									
事業の活用イメージ									
事業実施区域における事業実施前の作付状況等を記載					事業実施区域における目標年度の作付計画等を記載				
高収益作物転換促進計画の目標年度：H〇〇年									
		事業実施前			事業完了後				
高収益作物への転換面積（率）		品目：〇〇a（〇〇%）			品目：〇〇a（〇〇%）				
その他		導入作物の地域ブランド化しメディア戦略を展開 等							
事業の実施イメージ									
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目				
ハード		・畑の区画拡大	・田の区画拡大 ・暗渠排水 ・更新整備	・末端畑地かんがい施設 ・営農環境整備支援					
ソフト	・条件改善促進支援 ・高収益作物転換推進費			・管理省力化支援 ・品質向上支援 ・高収益作物導入支援	・条件改善推進費 ・高収益作物導入支援				

関連事業の概要

事業名	事業実施主体	事業概要	事業実施期間
		受益面積：〇〇a 主な工種： 総事業費：〇〇百万円	
費用負担の方法			
予定管理者・管理方法			
その他必要な事項			

- 注：1）高収益作物転換促進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 2）定額助成の事業（高収益作物転換推進費）を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容及び年基準額を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付する。
- 3）定率助成の事業（高収益作物導入支援）を行う際には、別添定率助成補足説明資料のとおり、実施内容を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付する。

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

高収益作物転換推進費

年度別事業計画とその内訳（イメージ）

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	高収益作物転換プラン作成支援			
	効率的な輪作体系の検討			
	プラン取りまとめ			
2 年 目	高収益作物転換プラン作成支援			
	消費者ニーズの再調査			
3 年 目	営農定着促進支援			
	専門技術者の育成			
4 年 目	営農定着促進支援			
	加工品試作、試験販売			
	パッケージの検討			
計				

注：1）事業量及び事業費の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。

2）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記すること。

【定率助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

高収益作物導入支援

年度別事業計画とその内訳（イメージ）

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	高収益作物導入支援			
	実証展示ほ場の設置・運営			
	高収益作物導入定着推進			
2 年 目	高収益作物導入支援			
	農地の良好な生産環境の維持及び条件整備			
計				

注：1）事業量及び事業費の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。

2）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記すること。

事業達成状況報告書

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 殿
〇〇都道府県知事
〇〇市町村長

〇〇〇 印

別紙の地区について、中山間地域所得向上支援事業を完了したので、中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号・28農振第1337号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）別紙3-3の第6に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

（別紙）

地区名	事業概要